

## 【要望事項 6】福祉医療制度に対する県補助のあり方について

### 要 旨

障害福祉制度は、障害者自立支援法の施行前は障害種別で制度が異なっていましたが、同法により平成18年からはサービスが一元化されました。

しかしながら、県の補助事業である福祉医療制度については、制度変更がなされず、対象者は身体障害者、知的障害者のままで、精神障害者は含まれていない状態となっています。

このため、福祉医療制度に精神障害者を対象とするよう障害者団体から継続して要望されており、平成22年9月市議会においては、精神障害者を福祉医療の対象とするよう求める請願が全会一致で採択されました。

福祉医療制度については、長崎県、県内市町で組織する「長崎県福祉医療制度検討協議会」において種々の協議がされているところですが、精神障害者を福祉医療の対象に追加することについて、障害種別による不均衡改善のため特段のご配慮をお願いいたします。

また、長崎市では、平成22年12月から重度障害者・母子・父子・寡婦福祉医療費について現物給付方式を導入したところでありますが、現物給付導入による医療費及び件数の増加分は県補助の対象となっておりません。

つきましては、現物給付を実施する場合においても、医療費及び件数の全てを県補助の対象としていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

### 理 由

精神障害者にとって、障害者自立支援法以前は、「精神通院医療」制度の負担額5%であったものが、同法で「自立支援医療」となり身体障害者の更生医療と同じ負担額10%となった経緯があります。福祉医療制度の対象とならないため、精神障害者の医療費負担が増加し、身体障害者・知的障害者と同等のサービスが受けられない状態となっています。障害者団体から毎年、福祉医療制度の対象とするよう継続して要望があっており、市議会でも福祉医療の対象とするよう求める請願が全会一致で採択されております。

このような状況ながら精神障害者を福祉医療制度の対象とするには、長崎県の補助事業として実施していただくことなしでは困難であります。

精神障害者の置かれた不均衡な状況の改善のため、是非、福祉医療制度の対象としていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、長崎県の福祉医療制度にかかる補助率は、乳幼児では現物給付と償還払いでの補助率の格差がなくなりましたが、重度障害者・母子・父子・寡婦福祉医療費については、平成22年の現物給付導入前に「県と市町の協議が整う以前に現物給付を導入する市町については、市町の単独事業とし、現物給付導入に伴い増加する費用については県の補助対象としない」という説明を受けており、同年12月から導入した現物給付について補助率が削減されております。

重度障害者やひとり親家庭などにとって、助成の申請のために市役所を訪れたり、申請書の郵送をしなければならないなど手続が煩雑であり、医療費等の経済的な負担も大きいものがあるため、現物給付化には県民の理解が得られるものと考えます。

つきましては、現物給付導入の趣旨をご理解いただき、医療費及び件数の全てを補助の対象としていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。

## 要望事項 6

福祉医療費(障害・母子・父子・寡婦)に係る県補助と長崎市負担について(H22.12~)

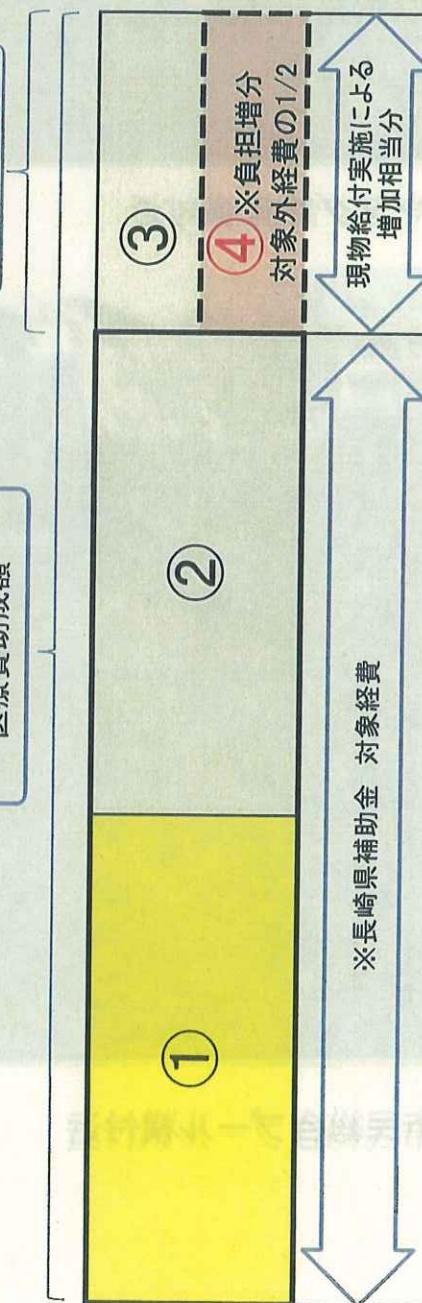
### 【現物給付移行前の場合】

医療費助成額

県補助金 1/2	市負担額 1/2
----------	----------

【現物給付移行後】※長崎市のみ

医療費助成額



### 【平成23年度実績 補助金の試算】

★これまでと同じ補助率で算定した場合

	医療費助成額 ①+②+③+④	長崎県補助金 ①+④	長崎市負担額 ②+③
障害	840,831,271円	420,415,635円	420,415,636円
母子等	187,476,325円	93,738,162円	93,738,163円

★現物給付後の県算出の補助率で算定した場合

	医療費助成額 ①+②+③+④	長崎県補助金 ①	長崎市負担額 ②+③+④
障害	840,831,271円	320,220,232円	520,611,039円
母子等	187,476,325円	61,800,151円	125,676,174円

負担増分 <b>④</b>	障害	100,195,403円
	母子・父子・寡婦	31,938,011円

※ 現物給付を採用する市町の前年度の経費に、現物給付以外の支給方法を採用している市町の過去3年間ににおける年平均伸び率を乗じた額